

第4回国民経済計算体系的整備部会 議事録

1 日 時 平成29年5月11日（木）9:30～11:15

2 場 所 中央省庁合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室

3 出席者

【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、
関根 敏隆、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の所管部局】

総務省統計局統計調査部物価統計室：高橋課長補佐ほか

日本銀行調査統計局物価統計課：小山課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：長谷川部長

4 議 事

（1）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

（2）国民経済計算体系的整備部会審議の中間とりまとめ

（3）その他

5 議事録

○宮川部会長 それでは、ただ今から第4回統計委員会国民経済計算体系的整備部会を開催いたします。

本日は、西郷委員が御欠席です。本日の部会では、国民経済計算に用いられる基礎統計の改善のうち、前回の部会で積み残しになりました消費者物価指数、企業向けサービス価格指数について審議した後、第1回部会で宿題となっておりました法人企業統計、建築着工統計及び建築物リフォーム・リニューアル統計に関する取組の実施時期の確認を含め、これまでの審議を踏まえた、本部会としての審議の中間取りまとめについて議論させてい

ただきたいと思います。

第1回部会で示されたように、5月の統計委員会において、本部会の中間取りまとめを報告する予定にしております。できるだけ本日の部会でその案を整理したいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、宮川は本日急遽、ほかの重要な案件が入っておりますので、11時少し前に席を立たせていただきます。もし、そのときまでに審議が終了しない場合は、以降の進行と取りまとめにつきましては、部会長代理の中村委員にお願いすることにしたと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、審議に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 資料の確認をいたします。まず、資料1-1から資料2-2は、前回の第3回部会の資料5-1から資料6-2と同じものです。資料1-1は、国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモのうち、消費者物価指数についてです。資料1-2は、消費者物価指数における課題とその対応についてです。資料2-1は、整理メモのうち企業向けサービス価格指数のものです。資料2-2は、企業向けサービス価格指数の改定計画です。資料3は、今回新しく配布しているもので、国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ（案）です。

そのほか、参考1から参考4として、民間企業設備投資・民間在庫投資、公的固定資本形成、総固定資本形成、住宅投資について、また、議事概要や議事録が付いております。

また、メインテーブルのみに配布しているものとして、GDP統計の改善についての案と、GDP統計改善工程表があります。また、さらに統計改革推進会議の5月8日のコア幹事会に配られたSUT体系移行推進体制の構築というものを配布しておりますので、御確認ください。

私からは以上です。

○宮川部会長 それでは、議題1、国民経済計算に用いられる基礎統計の改善から始めたいと思います。

まずは消費者物価指数について審議したいと思います。資料の御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料1-1を御覧ください。

消費者物価指数は、基幹統計調査である小売物価統計調査の結果表章の一部となっております。基本方針では、3点の課題が盛り込まれております。

1点目は、①は統計委員会においても指摘されております、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整で、今年度中に検討する課題です。

2点目は、2020年の基準改定に向けて、冠婚葬祭サービスなど、サービス価格の把握拡充について、平成30年度までに検討し、結論を得るという課題です。

3点目は、インターネット販売価格の更なる捕捉と、2020年基準改定における採用可否について、同じく平成30年度までに検討し、結論を得るという課題です。

なお、現行基本計画におきましては、消費者物価指数に関して個別の課題は設定されておりません。

私からの説明は以上です。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 次に、統計委員会の意見について説明します。

統計委員会では、平成27年9月の小売物価統計調査の審議時に示された部会長メモにおいて、消費税抜きCPIの作成及び公表について、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるように具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること、また、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること、これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ることの3点が指摘されています。

また、平成28年8月の変更審議に際しても、消費税抜きCPIは重要な指標であり、可能な限り早期に作成及び公表の対応をすべきと指摘されています。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 総務省統計局の方から、担当府省の取組状況についてお願いいたします。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 総務省統計局です。資料1-2に基づいて説明いたします。消費者物価指数における課題とその対応についてです。

1ページですが、消費者物価指数における課題とその対応について、4つ整理をしております。

まず、1つ目の消費税抜きCPIの作成及び公表につきましては、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるということで、本年度の可能な限り早期に作成・公表を開始するべく作業を進めております。

次に家賃についてですが、本年度の可能な限り早期ということで、まず研究結果をまとめ、最終的な結論に向けて作業を進めております。

3つ目ですが、インターネット販売価格の更なる捕捉と2020年基準改定における採用の可否の検討ということで、来年度中に結論を得たいと考えております。

また、2020年基準改定における冠婚葬祭サービスなどのサービスの価格の更なる把握拡充につきましても、来年度に検討したいと考えております。

その中で2つ、少し詳しく説明させていただきたいのですが、2ページ目には、家賃について解説を載せております。この検討につきましては、3つの大きな取組を考えております。まず1つ目は、外国のCPIにおける事例の研究分析ということで、以前にも統計委員会に提示させていただきましたが、外国のCPIについて、欧米の主要国についての事例の情報収集ということです。現在把握しているところでは、欧米の各国では家賃の品質調整はされていないようですが、アメリカでは品質調整が行われており、現在、アメリカのCPIにおける理論及び実務について研究分析を進めております。

これと並行して、(2)住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析です。現在、この個票データを用いて、本年度の可能な限り早期に試算を公表すべく、内容の研究分析

を進めております。

今回は使用するデータを1983年から2013年までの過去30年間、住宅・土地統計調査は5年おきに実施しておりますので、7時点のデータということになります。これを全て合わせると、借家世帯、約481万世帯になりまして、長期的かつ大規模なデータを用いたいと考えております。また、試算におきましては、C P Iでも用いておりますヘドニック指数の導出方法を応用して研究分析をしたいと考えております。

続いて、(3)小売物価統計調査の個票データを用いた研究分析です。上記の(2)の成果にも基づき、小売物価統計調査の個票データを用いた研究分析を行い、その結果を基に具体的な対応について、本年度内に結論を得るべく検討を進めたいと考えております。

続きまして、3ページですが、もう一つの課題として、インターネット販売価格の更なる捕捉及び2020年基準改定における採用の可否の検討についてです。インターネット販売価格の把握に関しては、本年度はインターネット販売価格の物価構造の分析に関して一定の成果を得たいと考えております。また、消費者物価指数への採用については、来年度の結論に向けた検討・研究を進めるといふふうに考えております。

本年度の具体的な取組内容ですが、まず1つ目の物価構造の分析につきましては、小売物価統計調査において店頭販売価格を把握している品目からインターネット販売価格を把握する品目を選定して、主要なネットモールサイト及び旅行予約サイトから、価格及び周辺情報を最新技術のウェブスクレイピングを使って収集し、価格の水準や分布など、物価構造に関する分析を行って、結果を本年度内に取りまとめたいと考えております。

また、その先の物価指数の研究についても、現在の消費者物価指数の採用品目からインターネット販売価格を把握する品目を選定して、主要なネットモールサイト、企業サイトあるいは宿泊予約サイトから、価格及び周辺情報をウェブスクレイピングによって収集する。これを日次の価格を継続して収集し、そのデータに基づいて試験的に指数作成を行うなど、消費者物価指数への採用について、来年度の結論に向けた検討・研究を進めたいと考えております。

資料の説明については以上です。

○宮川部会長 それでは、お願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料1-1にお戻りください。1-1の2ページ目裏面です。

次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案ですが、基本方針及び統計委員会で指摘されている家賃の品質調整につきましては、本年度の早期に実施するとの方針が、ただ今、調査実施者からも示されておりますが、現在のところ検討中ですので、これまでの同種課題と同様に、「P」を付して、今後の実施状況を確認した上で、次期基本計画の課題とするかどうかの最終的な結論を得てはどうかと考えております。

また、統計委員会での指摘にあります消費税抜きC P Iにつきましても、同様と考えております。

ただし、消費者物価指数の2020年基準改定に向けました冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否等の検討に関しましては、平成30年度までに

結論を得るとなっておりますので、次期基本計画に盛り込んではどうかと考えております。

説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思えます。

それでは、川崎委員から。

○川崎委員 ありがとうございます。私は特にこれで大きな問題はなく、このような方向で基本的にはよいと考えておりますが、1点、留意点として申し上げたいことがあります。それは資料1-1①の家賃の経年劣化の関係です。これは大変意欲的な取組で、今年度中の可能な限り早期に研究結果を公表するという事で、大変結構なことで期待しております。ただ、その後ろの「結論を得る」と書いてある、その結論の得方が難しいと思っております。消費者物価指数は、経済学的な理論だけではなく、社会政策とか、いろいろな公共政策で使われていて、財政上の影響もかなり大きいと思えます。そのような意味で、「ここで研究分析の結果がこう出たから、では、それで行きましょう」という単純な意味での「結論を得る」であれば、少し慎重にさせていただきたいと思えます。

研究分析の結果を踏まえて各方面のいろいろな利用者の意見も聞き、それを踏まえて結論を得るというプロセスが必要だと思えます。その点も含めたこの議論なのだと思っておりますので、是非その点を御留意いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○関根委員 私もこれで非常によいのではないかと考えており、よろしく申し上げますということに尽きます。

特に1番、今、川崎委員の方からもお話がありました、家賃の経年劣化に伴う品質調整につきましては、やはり家賃がCPIに占めるウェイトが2割ということですので、ユーザの一人である日本銀行としても、非常に重要であると思っております。

ということで、できるだけ早期に検討結果をお示しいただきまして、統計委員会も含めまして、いろいろ議論をさせていただければと思っている次第であります。

○宮川部会長 ほかにありますでしょうか。

○河井委員 論点の2番目のインターネット販売の更なる捕捉を、私も是非やっていただきたいと思っているのですが、どういうものを改めて捕捉する必要があるか、何か選定の基準があるのかということです。もし現状で、インターネット販売でとらえている場合と、今の調査方法でやった場合とで、何かバイアスがあるのかという研究が既にされているのかということを知りたいのですが。

○宮川部会長 それは総務省から。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 現在はまだいろいろと詰めているところです。ただ、インターネット価格については、経済産業省からもいろいろとレポートがありますし、民間の情報等もありますので、そのような情報も踏まえながら中身を詰めていきたいと思っております。先ほども説明いたしましたとおり、構造的な面と物価指数としての時系列的な変化の面とは若干違う視点で見なければいけないところもあり、視点は多岐にわたるところですから、いろいろと皆様の御指導もいただきながら中身を詰めて

いきたいところですので、また御相談をさせていただければと思っております。

○宮川部会長 よろしいですか。これからということですので、基本計画で盛り込んでいかなければいけないと思っております。

ほかに御質問はありますでしょうか。北村委員。

○北村委員 家賃については改定頻度というか、あるいは何月ぐらいにそういうことが行われるかとか、制度的な問題がいろいろあると思います。品質調整の試算に使われようとしている住宅・土地統計調査でそういうことは見ることはできるのかということと、ヘッドニックで、ある程度の属性をコントロールして分析すれば、どういう状態のときに価格が改定されているということを推測はできると思うのですけれども、もう少しほかの、制度的な分析、経験的な分析も行うなら教えていただけますか。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 住宅・土地統計調査は、5年おきの非常に大規模な調査で、クロスセクションのデータです。このデータを分析する視点というのはいろいろあると思っております。まず、最初にやりたいのは、少し長期的な視点から全体像をつかむということです。御指摘のように改定頻度の問題などがあると思っておりますので、そのような視点からの分析も可能であればしたいと思っておりますが、クロスセクションの大規模データなので、ある程度限界はあるのかなと思っております。

そのような意味で、例えば、小売物価統計調査の個票データは経常的に調査しているものですし、また、民間の事業者やシンクタンクなどにもいろいろとお話を聞きに行って、実際にどういった状況にあるかということも十分に理解しつつ進めていきたいと考えています。

○宮川部会長 いかがでしょうか。北村委員、よろしいですか。では、野呂委員。

○野呂委員 インターネット販売価格について、この結論によっては、一般の小売価格で、例えば、安売りとかバーゲンの取扱いも変わってくるという可能性も含めた御検討になるのでしょうか。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 現在のところはまだそこまでは視野に入っておりませんが、インターネット価格を日々ウェブスクレイピングでとれるということは、今までにない可能性を秘めています。まだ実際に時系列的にデータを分析するところまで至っておらず、どういう方向まで行けるかお答えできません。現状の調査は、調査として一定の制約もありますので、そちらの方との兼ね合いはあると思いますが、いろいろな可能性や視野を考えつつ、一步一步進めていきたいと考えておりますので、今日のところは申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 はい。

○宮川部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件についての議論は以下のように整理させていただきたいと思っております。

まず、①の家賃の経年劣化の件については、研究成果は出るとしても公表の仕方とか、実際の適用の仕方について、まだ議論が出てきそうだと思いますので、次期の基本計画に改めて適用方法という形で、盛り込んでいきたいと思っております。文章については事務局と私

とで練らせていただくということにしたいと思います。

消費税抜きCPIの作成及び公表ですが、これは公表の形態などについてはほぼ決まっていると考えて、今回の、例えば、今年度内のしかるべきときに御報告いただけるのかどうかという点はいかがでしょうか。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 消費税抜きCPIにつきましては、前回の統計委員会でも説明いたしましたとおり、要望のありました日本銀行、あるいは内閣府とも実際にやりとりして、どのような形がいいのかということも御相談しつつ進めておりますので、ある程度固めつつあるところです。そのようなものも含めて、いずれ統計局として公表したいと考えております。

○宮川部会長 平成29年度中にやらなければ基本計画に盛り込む形にもなりますし、きちんとした公表の仕方、それから利用のされ方という課題が残らないような形になるかどうかを確認したいわけですがけれども。

○高橋総務省統計局統計調査部物価統計室課長補佐 その点につきましては、日本銀行や内閣府とも相談して、利用者の用に供するような形で出すということで、しっかりと対応すると考えております。

○宮川部会長 分かりました。これについては、それほど研究的性格が強いわけではないので、次期基本計画にどうしても盛り込まなくてはいけないかということ、そこまではいかならないかなと思っています。1番目については、継続して実践的な部分についての検討をやはり基本計画に盛り込む。2番目については、早期に、平成29年度中にしっかりした公表の仕方を提示していただくということで、次期には持ち越さないような方向にしたいと思います。3番目は、これから研究を始めるということですから、次期基本計画の中に盛り込んでいくという形で整理をしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、企業向けサービス価格指数について、資料の説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料2-1を御覧ください。

企業向けサービス価格指数は、日本銀行が金融機関の手数料やオフィスの賃貸料、リース・レンタル料金など、企業に提供されている各種サービスの価格を調査・把握し、作成している重要な経済指標、加工統計です。

基本方針では、SNAのデフレーター推計の改善を図る一環として、卸売サービス及び特許貸出サービスを新たに調査対象として追加することにより、一層の精緻化を推進するとの課題が盛り込まれています。

なお、日本銀行が実施しております統計調査につきましては、統計法に基づく届出の対象とはなりますが、加工統計につきましては、理念規程以外、法の適用を受けません。これまで統計委員会において議論の対象となったこともありません。

私の説明は以上です。

○宮川部会長 それでは、日本銀行の方から御説明をお願いできますか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 企業向けサービス価格指数の改定計画につつま

して、特許貸出サービス、卸売サービスを中心に説明いたします。

資料2-2を1枚おめくりください。日本銀行が作成する物価統計です。有名な方は企業物価指数で、企業向けサービス価格指数はあまりなじみがないかもしれませんが、こちらは下の表にありますとおり、企業段階のサービスについての取引価格について調べている統計です。

その次へ参りまして、企業向けサービス価格指数とはどういう体系かということを中心に説明しておりますが、企業間で取り引きされるサービスの価格を対象としているもので、個人向けサービスは除いています。ただ、企業も個人も同じように需要するサービスは調査対象になっています。

その分類ですけれども、日本標準産業分類や産業連関表などを参考にして、総平均、大類別、類別、小類別、品目の5段階で構成しております。下の表にありますとおり、金融・保険、不動産などの類別を並べておりまして、更に品目として細かいところで各地域の事務所賃貸や貸切貨物輸送などの品目を立てている統計です。

1枚おめくりいただきまして、企業向けサービス価格指数が抱える課題です。企業向けサービス価格指数はS P P Iと呼んでおりますが、S P P Iは5年に1度の基準改定ごとにカバレッジの拡大に努めまして、現在、2010年基準で、採用カバレッジは約50%です。下の左のグラフで、徐々に上がってきているのですが、なお50%にとどまっているということです。

採用されていない非採用サービスの取り込みは、非常に重要なことではあるとは認識しているのですが、概念整理、実務両面で難易度が高い問題を抱えております。とはいえ、経済活動におけるシェアも大きいので、物価指数に対するユーザーニーズは強いと言えると思います。

右の円グラフを御覧いただきますと、国内の企業向けサービスのうち、我々のS P P Iで非採用分の内訳を示しておりますが、中でも卸売が非常に大きいところですので、これについて調べなければならないと考えております。

それから、特許貸出サービスが円グラフの外側にあります。国内取引はそれほど大きくはないのですが、輸出入でそれなりの規模はあります。これにつきましても調べていく必要があるのではないかと考えております。

次のページへ行っていただきまして、まず、そのうちの特許貸出サービスです。08S N Aの勧告による、R & Dの資本化に伴って特許実体が生産資産へ変更されたことを受けまして、その特許を使用すること自身が特許等サービスの産出として記録されることとなります。これについてのデフレーターが必要と考えております。実際、知的財産権等の使用料を下右のグラフで見ますと、日本企業の海外進出を通じた世界的な生産・販売体制の構築、外国企業との提携増加等を背景に、受払額は増加傾向にあります。特に特許の輸出の方が大きく伸びている。輸入の方もそうですが、デフレーターを整備が必要と考えております。

1枚おめくりいただきまして、では、それをどう調査していくかということですが、まずこれも概念整理の難しいところですが、特許の実質生産とは何かと考えますと、特許を

使用して生産する財の実質生産に比例すると考えます。

ライセンス契約の多くは、売り上げに対するロイヤルティー料率ということを定められていることが多いことを踏まえまして、現時点では、特許料率にインフレーター、これは何を作るかということ、その特許を使って何を生産していくかということによるのですが、その価格、車なら車の価格をインフレーターとして用いまして、料率掛けるインフレーターのスキームで価格調査を検討することを検討しております。下の左の数式のような形で考えております。恐らく名目生産の方が売上高で出てきますので、これで割り込むことによって、実質の生産が出てくると考えています。

もっとも特許権等というのは個別性が非常に強いもので、品質固定が非常に困難であることが考えられます。あるいは複数の権利をまとめてライセンス契約するとか、クロスライセンス契約にして、ネットだけで決済するようなものもあるようですので、調査対象の特定は難しいですし、実際絞り込んで何を調査するかということについては、非常に難しいものがあると考えております。

次に行きまして、今度は卸売サービスの方です。これは国内の非採用サービスの中で最もシェアが大きいということになっております。こちらも卸売サービスの実質生産とは何かという概念整理なのですが、これは取り扱う商品の数量に比例すると考えております。例えば、鉄鋼であれば、1トン売るより2トン売る方が、実質生産が倍に増えると考えられるということです。

卸売の取扱商品が多岐にわたりますので、品質の固定度を高めつつ少ない調査価格で効率的に調査を行うことが必要となってきます。やはり流通する財の数だけ価格があるわけですので、いわば企業物価指数の調査価格数だけ調べなければならないような話になってきます。ただ、そこまでコストをかけないでできる方法はないかと考えまして、まずはマージン率を調査して、それを価格指数に使っていくというふうに考えております。

もっとも企業が管理するデータの制約から、個別商品・取引ごとに細かくデータを管理していることはあまり考えにくいことですので、品質の固定が十分ではなく、価格にノイズが含まれる可能性も考えられます。

実際、どのように作っていくかという数式がその下にあります。特許と同じような話ですが、こちらはマージン率にインフレーターを掛けていく、財の価格、物価指数を掛けていくという形でマージン額を求めて、それを物価とするということです。

次に、卸売サービスについての中身を説明いたします。卸売サービスは規模が大きく、多様な業種から構成されているほか、業種によって流通段階構造、一次卸、二次卸とか、輸出や輸入を扱うとか、いろいろな構造が異なるということで、調査価格が非常にたくさん必要なのではないかと考えております。

2010年基準のときに、卸売サービスについて取り込むことが必要と考えましたが、最初から本指数というわけにはいきませんので、試験的な調査を実施しております。具体的には3つの業種になっております。9ページの参考指数という一番後ろのところに、3業種について調べています。食料・飲料卸売、プラスチック卸売、電子部品・デバイス卸売を調査しており、このような価格推移がとれております。インフレーターの動きと、卸マージ

ンの動きが掛け合わされる形で動いているということです。実際見てみますと、インフレーターの動きに対して、カウンターシクリカルなような形でマージンが動くというようにことも、調査していると見えております。

もう一度7ページにお戻りください。現状、3つの業種について調査しているということですが、精度の高い指数を作成するためには、業種のカバレッジの拡大、価格数の大幅積み増しが必要と考えております。

各卸売業の規模を見たものが下の左の表ですが、食料・飲料卸、石油・鉱物卸、電気機械卸などが、販売額として大きいものです。マージン額で見ますと、少し順位が変わってくるのですが、このように今とっているものに比べて非常に多岐にわたる卸売業が存在し、取引も多種多様にわたっているということです。

右の方で流通段階構造を示しておりますが、一次卸、二次卸など、業種によってばらばらであるということです。

そのようなものについて調べていくということで、なかなか骨の折れる作業ですが、今後のスケジュールについて案を説明いたします。

2017年前半、今既に、基準改定作業を開始しております。いろいろな検討を進めております。

その後、来年、2018年の中ごろには基本方針を公表して、パブリックコメントの募集を開始したいと考えております。

そして、2019年前半には最終案を公表して、2019年中ごろには2015年基準の企業向けサービス価格指数へ移行したいと考えております。

その下に参考として挙げておりますが、特許貸出サービス、卸売サービスにつきまして、品目設定等につきまして、内閣府ほか各関係府省と十分な意見交換を行いつつ、改定作業を進めることとしたいと書いております。実際に会議を1回開きまして、今後も協力しながら進めていこうと考えております。

それから、2015年基準改定では、特許貸出・卸売サービス以外にも、経済・産業構造の変化に対応した新規サービスの取り込み、それを通じてカバレッジの引き上げを図りますほか、調査対象サービス構成の見直しであるとか、価格調査方法の見直し、それから品質調整方法の見直しなどのテーマにも取り組んでいこうと考えております。

私からは以上です。

○宮川部会長 では、どうぞ。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料2-1にお戻りください。

ここでは、「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）」について空欄になっておりまして、備考欄に記載があります。この趣旨を説明しますと、基本計画は統計法に基づきまして、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるものと規定されております。この「政府」は、内閣及びその管轄下にある行政機関を指しまして、日本銀行や地方公共団体等は含まれておりません。

このような状況から、日本銀行を主語として、基本計画に直接本課題を盛り込むことはできません。このため、今回も日本銀行に協力いただき、基本方針に盛り込まれた課題の

意義や取組状況等を説明いただいたものです。

また、今後、課題の実現が図られた際には、55条第2項の法施行状況報告の一環などとして、統計委員会にも情報提供いただきたいということでまとめを考えております。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

○中村委員 特許貸出サービス、卸売サービス、両方ともですが、資料2-2の5ページ、6ページに書いてある式を価格指数に直す場合には、基準年のロイヤルティ料率あるいは基準年のマージン率で割るのだと思いますが、その結果が9ページ、卸売サービス以下に出ておまして、非常に振れるようにも見えます。でもこちらは、マージンの名目額と、それから価格指数がマージン率に連動するので、実質のマージンに直すと非常に安定するというふうな理解でよろしいのでしょうか。こちら、F I S I Mもそうなのですけれども、実質のマージンとしては意外と安定するものだと考えますが。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 本来的に実質マージンは安定するべきなのかと思うのですが、実際には季節性などが入りまして、年度末、特に飲食料品卸などは振れません。

○中村委員 それと、これは今後の中間取りまとめにも出てくるのですが、小売のマージンについても全く同じことでよろしいのだと思いますが、小売サービスだと企業向けサービス価格にはならないのかと思っておりましたが、3ページのパイチャートを見ると、小売の7.9兆円とあるので、企業向けサービス価格指数に含める可能性はいかがでしょうか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 構造的に小売マージンも同じような話なので、検討はしたいと考えております。その先についてはまだオープンになっております。

○関根委員 これにつきましては、内閣府の方でも、研究プロジェクトとしてデフレーターを検討されるということが、前回御報告にあったと思います。我々としては、その研究プロジェクトに当然協力させていただきながらやっていきたいと考えていますが、今のところ、S P P Iにおいて、野心的にいきなり小売サービスを含めるということはまだ考えておりません。

○宮川部会長 ほかに何か御質問。野呂委員。

○野呂委員 技術的な質問ですが、資料2-2の5ページ、6ページにロイヤルティ料率やマージン率について企業から聴取ということですが、ロイヤルティ料率は、御説明のありました構造的な問題は別にいたしまして、聞かれた企業側も一定の数字を答えやすいような気もするのですけれども、マージン率を聞かれても、多分、卸売業者も特定品目だとしても、相対取引といいますか、相場みたいなものでマージン率が決定しているのではないかと思います。実際既に試験的に調査されているということですが、どういう質問をされているのでしょうか。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 実際、現在行っておりますのは、企業に伺いまして、ほぼ粗利に近いような数字で、社内で管理しているものをいただけたところはいた

だいております。

食料の卸のところに行きますと、個別のこの商品がということではないのですが、例えば、ビール類であるとか、肉類とか、ある程度カテゴライズされたものについての粗利率みたいなものを管理されているところがありまして、そういうところから現在はいただいております。

企業によって管理の仕方が大きく違いますので、なかなか難しいのですが、できるだけ企業の管理されている数字の中で、我々の作りたい物価指数に合うようなものをいただいているという形で進めております。

○宮川部会長 よろしいですか。

○野呂委員 粗利率といいましても、事業年度ごととか、四半期ごとの決算をしての粗利率とか、一定期間における粗利益率を質問していらっしゃるわけですか。瞬間瞬間の粗利率というのはなかなか把握できないと思うのですけれども。

○小山日本銀行調査統計局物価統計課長 実際、月次でもらっているものもあります。恐らく各部門間で月次決算をやるようなときに使う数字なのではないかと思えますから、それが全産業でできるわけでもありません。私どもは、基本的に四半期で今のところやっております。四半期程度ではやっていらっしゃるところはあります。在庫の先入れ先出しとかもありまして、そのずれは多少出てしまっているのは仕方がないのですが、期間を少し長くすれば、ある程度のものはいただけています。

ただ、このような素材に近いものはそうやって比較的楽にできるのですが、加工度の高いものはなかなか難しいです。加工度の高いものになってきますと、品質一定の条件を緩めなければ取引頻度が極端に少なくなる、あるいは取引が少なくなってくると、マージンがはねたりするなど、なかなか難しい問題がたくさんあります。試作品みたいなものが入ってきてしまうと、いきなり粗利が飛んだりしてしまう、あるいは先ほど先入れ先出しの話をしましたけど、マージン率がマイナスになってしまうときも時々ありまして、そういう苦労は日々感じているところです。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

内閣府、どうぞ。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 先ほどの小売マージンのサービス、小売サービスの価格の関係ですが、後ほど御議論あろうかと思えますけど、「既存統計で把握が困難な価格の把握」の項目で、まさに研究案件として提示させていただいているところです。私どもの方も、日本銀行の研究成果を踏まえながら、関係府省と連携して研究を進めてまいりたいと思っております。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

中村委員、よろしいですか。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次のようにまとめさせていただきたいと思えます。基本的に、先ほど御説明がありましたように、企業向けサービス価格指数につきましては、日本銀行が作成されて

いるということもあり、基本計画という形には載らないものです。今後の対応状況につきまして、資料2-2の8ページにありますように、このスケジュールに基づいて情報提供していただくということを基本方針として、今日皆様からいただいた御意見については、議事録に残しておくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、今後とも日本銀行には、この企業向けサービス価格指数について情報提供を統計委員会によりしくお願いしたいと思っております。

以上で当初予定しておりました中間取りまとめまでの審議項目は一通り審議し、大まかな方向性につきましては、皆様の御協力もあって、部会としての合意ができたと思っております。

今後の手続といたしましては、冒頭でも申し上げましたように、5月の統計委員会において、これまでの本部会の審議結果を中間取りまとめとして報告することになります。

本日、これまでの審議結果を整理した委員会報告用の資料案を用意いたしましたので、それを基に議論をさせていただきたいと思っております。この案は、前回までの審議における期限の明確化や表現の修正に関する指摘も踏まえた形となっております。なお、前回部会で配布したものの審議できなかった法人企業統計や建築関連統計に関する実施時期の確認についての資料は、本日の参考1及び2として再度配布しておりますし、また、内容としては、本案の中に含まれております。また本日前半の審議を踏まえた修正が若干必要かと思っておりますが、そこは反映されておりませんので、御留意をお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料3を御覧ください。

この中間取りまとめ（案）につきましては、1ページ目にあります「はじめに」で概括的に今回の審議の状況を記載した上で、基本方針で掲げられております、「I GDP統計に用いられる基礎統計の改善」を、2ページから10ページに、基本方針の記載を基本としつつ、関連する統計委員会の指摘であるとか、現行基本計画の評価を交えまして、部会の審議状況を簡潔に取りまとめる形で、次期基本計画における取扱いや、基本的な考えを記述しているところです。

また、11ページから14ページにつきましては、「II GDP統計の加工・推計手法等の改善」の部分を同様に整理しているところです。なお、この基本的考え方につきましては、次期基本計画の別表、つまり、工程表に盛り込むことを想定しておりますので、今後、取組状況の確認、精査等を通じまして、確認が必要、深掘りが必要という事項につきましては、課題の冒頭に「P」を付させていただいております。この「P」につきましては、課題は既に実施済みという御判断になれば削除となりますし、先ほど、御議論がありましたように、その状況も踏まえながら更なる充実というような記述が残るような場合、また、記述を更に変更していくという場合もありますので、あくまで現段階では「P」ということで整理させていただいているところです。以上が全体の構成です。

では、これまでの審議を振り返る意味で、簡単に2ページ以降の記載事項について、御説明させていただきたいと思っております。

2ページを見ていただきますと、冒頭に、Iの全体のまとめとしまして、基本方針を基に委員会の指摘等も踏まえて審議したこと、基本方針自体がこれまでの委員会における個

別の諮問審議の指摘や、施行状況報告審議において示された指摘等を踏まえたものであり、これまでの委員会での議論と大きく異なるものではないということを記述しております。

また、2点目として、課題解決・実現に関係府省が一体となって取り組むことが重要であること。また、4点目の「ただし」以下にありますように、当然、企業等における負担、実査機関である都道府県、市町村の負担も増加する可能性もありますので、可能な限り、行政記録情報や、ビッグデータの活用を通じた負担軽減に努めるという点も、全体のまとめとして記述しているところです。

本文の「1__家計調査、家計消費状況調査」では、次期基本計画における取扱いの1つ目の丸の整理、そして、2つ目の丸の後段「この改善による影響の検証や情報提供の充実に努めることも必要」等の文言につきまして、これまでの御議論を踏まえて加筆しているところです。なお、基本的な考え方については、基本的に基本方針と異なるものではありません。

3ページ、「2__法人企業統計調査」では、取扱いの2つ目の丸に、「四半期開示については金融審議会ディスクロージャー部会において検討中」という御指摘や、「その動向との整合性にも留意」との御意見もありましたので、その部分も加筆しています。

また、4つ目の丸、なお書きにありますように、「母集団名簿の精査に引き続き取り組むことが必要」という部分も加筆させていただいております。

ここで初めて「P」というのが出てまいります。基本的な考え方の1つ目の丸、「設備投資のサンプル断層調整値」につきましては、29年度から公表ということですが、現段階では検討中ということですので、「P」を付させていただいております。

それ以外の項目のうち、4ページの上の丸、「四半期別の母集団名簿の精査と層化抽出」につきましては、統計委員会の指摘も踏まえまして、加筆しております。

同じく4ページ「3__建設総合統計、リフォーム・リニューアル統計」につきましては、基本的に基本方針と、部会での審議結果を簡潔に記述しておりますが、基本的な考え方の上から4点は、「早期に」、「平成29年度中に」という部分の確認が必要ということで、「P」を付させていただいているところです。

5ページになります。「4__国際収支統計」については、基本的に基本方針、審議の際に示させていただいた素案に沿ったものとなっております。

訪日外国人消費動向調査につきましても同様です。

続きまして、6ページ以降の「経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備」に関しましては、基本方針に盛り込まれている事項もあれば、盛り込まれていない事項もあります。どちらかというところ盛り込まれていない事項の方が多いということで、6ページの基本的な考え方の最初の「P」の部分、それから3番目の「P」の部分、4番目の「P」の部分ということで、ここの部分は今回の審議を踏まえて、基本方針の記述に追加しております。

7ページも同様でして、中期的に取り組むべき課題、関連して取り組むべき課題につきましても、ほとんどが追加ということになっています。

続きまして、8ページです。「7__生産物分類」も基本的に基本方針に沿った内容となっ

ておりますが、基本的な考え方で、ミスプリントがありました。基本的な考え方の末尾の「全体について結論平成34年度までに結論」という部分で、中に2回「結論」が出てまいります。最後の「平成34年度までに結論」は、こちらの整理ミスですので、削除いただければと思います。

ここでは段階的に検討を推進するという趣旨をより具体化したしまして、平成30年度までにサービス分野、平成35年までに財を含めた全体について結論を得るという、段階的な推進を図る際の目安といたしますか、目標の時点を加えているところです。

8は、先ほど審議されました消費者物価指数に関するものです。基本方針に加えまして、消費税抜きCPIの作成についても記述する方向で考えています。

ただし、9ページ一番上にありますように、先ほど来、御議論がありました部分については、「P」を付させていただいているところです。

また、企業向けサービス価格指数、これも先ほど議論が行われたものですが、ここでは基本的には、基本計画の対象外とするものの、進捗状況を委員会において確認するという方針を記述しているところです。

それから、「10__既存統計で捕捉が困難な価格の把握」につきましても、基本的に基本方針の記述、それから部会における整理案の記述と変更はありません。

毎月勤労統計調査についても同様です。

10ページ以降、産業連関表がありますが、これについても同様です。

それから、11ページ以降が「Ⅱ GDP統計の加工・推計手法等の改善」になります。大部分は基本方針に掲げられている事項をそのまま記述しておりますが、14ページ、最後の部分につきましては、基本方針に掲げた事項以外の課題対応をまとめて記述しております。これは、今回の審議を通じて追加したものであり、基本的な考え方には、「P」も含まれておりますが、長期時系列の提供促進や、リースの引き続きの検討というような課題まで3点の対応を新たに盛り込んでいるところです。

私からの説明は以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等をお願いいたします。関根委員、どうぞ。

○関根委員 幾つかありますが、まず1点目は法人企業統計調査に関することです。これは当部会において、時期については今後検討するということを踏まえ、今回、平成何年などの具体的な数字が入ってきたと理解しておりますが、その中で、資料3の3ページから4ページにかけて、例えば、3ページの下から3行目で、研究開発投資を調査項目に追加して、平成31年度から実施し、平成34年までに結論を出すということが書かれています。その次に、層化抽出の方法についても、母集団名簿を精査するとともに、平成34年度までに検討して結論を出すということになっております。どちらも非常に重要な案件でもありますし、特に後者の層化抽出の話につきましては、大きな乖離があるので……。

○宮川部会長 そうです。

○関根委員 その内容を見せて欲しいということを私が要望として申し上げて、財務省から、今年に報告するという話がありました。本来は、平成28年度までに実施するという話

でしたので、どちらもという言い方が正しいのか、特に後者については少し異論もありますが、平成34年度というスケジュールは遅過ぎでないかと思われます。私の要望としては、もう少し早くなれないかと考えております。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 その整理につきましては、部会長と相談させていただいた際にも議論になりまして、ここで書きぶりなのですが、最終的に層化抽出の結論を得るのは34年度と読んでいただけたらと思います。母集団名簿を精査するのは、その前にやっていただくというようなニュアンスで、まずは母集団名簿を精査、この精査するともにといいのかがいいのか、精査した上でというふうな書きぶりかというところはあってもいいかもしれませんが、趣旨としては、なるべく早く取組を進めてもらっていくという趣旨で書き込んでいるということです。

○宮川部会長 ここは私も同意見でして、もう少し段階性というものをきちんと表現できるような書きぶりを変えていきたいなと思っております。

そのほか御質問ありますでしょうか。

○関根委員 では、また質問致します。

○宮川部会長 どうぞ。

○関根委員 その次のリフォーム・リニューアル統計も含めまして、建設総合統計のお話ですが、これも非常に重要だと思っておりまして、4ページ目の基本的な考え方で、建設総合統計について、「P」と書かれています。出来高等については、平成29年度中に確認した上で早期に必要な改善策を検討、公的固定資本形成等々については、早期に必要な改善策を検討するという事になっております。こちらについては、非常にありがたいと思っておりますが、前回の本部会では建設工事の進捗調査については平成30年度から実施されると伺ったかと思っております。あと、この中にも少し書かれています。また統計委員会の別の場でも、補正調査が非常に重要であるということも一度議論になったかと思っております。

こうしたことを踏まえて、調査の充実や早期化が重要だということになるかと思っておりますが、「早期に必要な改善策を検討」という文言に含まれるのでしょうか。もう少し具体的に申し上げますと、例えば、補正調査について検討した結果が、「早期に必要な改善策を検討」とか、もろもろのところに入ってくるというふうに読めるのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

なぜこんなところにこだわっているかという、前回申し上げたような話ですが、これからはオリンピック投資が盛り上がってくるということを考えますと、建設関連の投資については、できるだけ早期に、できるだけモニタリングしたいと思っております。この点、各種統計の見直しに補正調査について検討した結果を反映し、充実させていただきたい、というのが私の発言の趣旨です。そういったことも踏まえて御検討いただけるのかを確認できればと思っております。

○宮川部会長 それでは、今の関根委員の御質問ですけれども、いわゆる基本的な考え方の上から2つに進捗状況の、進捗展開の問題、最近の状況変化みたいなものを、例えば、補正調査をした結果も含めて、下は内閣府ですけれども、それを考慮されているのかどうかということについて、国土交通省、もしお分かりでしたらお願いしたいと思うのですが。

○長町国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室室長 国土交通省です。補正調査につきましては、5つ目の丸のところでありまして、これをできるだけ早くという意味ではあるのですけれども、30年度までに改善に向けた結論を得るという感じになります。

あと、進捗率のお話がありましたけれども、進捗率につきましては、29年度中にというのはなかなか難しく、次の進捗率の調査は平成30年度に何とか予算要求して調査を行いたいと思っています。いずれにしろ問題意識は重々承知いたしておりますので、できるだけ早く作業していければと思っています。

○宮川部会長 いかがでしょうか。

○関根委員 はい。結構です。

○宮川部会長 ほかに御質問等ありますでしょうか。どうぞ。

○関根委員 13ページの大きな項番5のところ、デフレーター等の各種研究開発の推進ということで、最初の大丸のところ、三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトの推進という課題が掲げられていて、最後のところにデフレーターの話、医療・介護、教育の話も書かれています。

前回、医療・介護等のデフレーターについては研究を開始されているような御説明があったと思いますが、その一方で、三面の整合性のプロジェクトの方については、これから先ですという御説明を受けたと思います。

改めて読みますと、ほかの項目では具体的に何年度から実施とか書かれているものの、5番のところは長期的な課題ということもあって、なかなか具体的な年度が書かれていません。一方、医療・介護については既に取り組みされている一方、三面についてはいつやるかは未定であるという御説明だったので、できればどのぐらいから検討開始とか、いつまでに結論を得るとか、コミットメントがあった方がよいと思っています、検討の余地はありますでしょうか。

○宮川部会長 これは内閣府ですね。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 前回申し上げたとおりだと思っていまして、リソースの関係とか、あるいはプライオリティーの関係もありますので、現時点では申し上げられませんけれども、最大で今書けるのはこの状況ということです。

○宮川部会長 私の方から質問なのですけれども、GDP統計の改善工程表の方には、何年開始というのは一応分かるような形になっていますよね。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 よろしいですか。何年度までというのは、コミットはさすがにできないのですが、平成27年度以降、私どもの方でしっかりやりますということは工程表にもありますので、その点では……。

○宮川部会長 この工程表のベースで書くことについては何の問題もないわけですね。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 それは問題ありません。

○宮川部会長 つまり、例えば、デフレーターだったら、2017年度から研究を開始して、2020年度に青軸のところ、2015年基準に反映するなどSNA体系に関する位置付けを検討というところまで書かれているわけですから、そこまでは書いても問題はないというふ

うに理解できるのですけれども、この工程表のラインに沿った書き方ということで、少し変えていくということではいかがでしょうか。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 それでよろしければ、工夫はさせていただこうかと。

○宮川部会長 よろしいですか。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 結構です。

○宮川部会長 ほかに御質問等ありますでしょうか。北村委員。

○北村委員 12ページの3の、娯楽作品の原本を総固定資本形成に計上ということで、昨日、学内の研究会で映画の評価の話聞いたのですけれども、それ以外の文学とか娯楽とかについてまだ手がついていないような感じなのです。ここの基本的な考え方だと、平成32年を目途にという、その時期までにほかのものも含めた固定資産形成計上という見通しはあるのでしょうか。少し難しいような気がしたのですけれども。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 ありがとうございます。まさに知的財産生産物の新しい事項というのは、これまでも基礎統計の制約等もありまして、ある意味、見送っていたところがあります。今回、ユーザーの方々等から御要望もありまして、可能な限り次の基準改定で推計したものを反映させたいと思いますけれども、娯楽・文学・芸術作品の全部、全て網羅できるかという、そこは研究次第、検討次第ということになるろうかと思っております。ですので、結果的には一部はやはり、諦めざるを得ないこともあるかもしれないと思っています。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 もう一点、14ページの最後のところで、長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ提供を進めるという話ですけど、これは08 SNAの遡及をすることなのではないでしょうか。それともほかの系列も含めて長期的な計数をなるべく提供していくという話なのではないでしょうか。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 今回、基準改定を行いまして、それに整合的なGDPの支出系列について、1980年までの長期遡及をお出しできればということで、年度内の公表を目指しております。

○宮川部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

それでは……、どうぞ。

○植松総務省政策統括官付調査官 総務省です。すみません、技術的というか、誤字的な話で2点、御修正いただければと思っております。5ページ目の4行目に「産業連関表作成府省」とありますがけれども、ほかの並びだと「府省庁」になっておりますので、「庁」を入れていただいた方がよろしいかなというのが1点目です。

それから、10ページ目の12番、産業連関表のところですが、次期基本計画における取扱いの2ポツ目の「産業連関表の見直しについては」のくだりで、なお書きの2行目にあります「自社開発ソフトウェアなどの固定資本への計上及び基本価格表示による産業連関表作成に当たっては、大分類より詳細な分類で作成することが必要」という文章なのです。大

分類より詳細な分類で作成することが必要というのが、基本的な考え方にありますとおり基本価格表示の話なので、かかりが若干分かりづらいので、ここは固定資本への計上と基本価格表示の大分類より詳細な分類で作成というのが、分かりやすい形で御修正いただけますと助かるかなというふうに思っております。

以上です。

○宮川部会長 了解しました。最初の方は字句の修正ですけれども、後の方は、少し内容は変えないでということですね。

○植松総務省政策統括官付調査官 そういうことです。

○宮川部会長 分かりました。

ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私の方からも意見が少しありますので、そのことも含めてまとめさせていただきたいというふうに思います。

1つは、3ページ目の法人企業統計の速報化の部分に関しまして少し申し上げたい。次期基本計画における取扱いの2ポツ目で、基本的に四半期報の公表早期化について、金融審議会ディスクロージャー部会における四半期開示の検討もなされているので、その動向との整合性にも留意と書いてあるのですけれども、もしディスクロージャー部会で公表早期化が行われるのであれば、企業の側でも公表されているということで、法人企業統計調査の早期化にも、その場合には速やかにつなげていきたいというようなところを少し分かるような文章にしたいなというのがまず1点です。

もう一つは、先ほど関根委員からお話がありました母集団名簿の精査なのですけれども、これについては、まさに私も同じ問題意識を持っておりますので、母集団名簿の問題についてはより早い段階でという、段階的な作業の工程が盛り込まれるような形に修文していきたいと。文章についてはここでは詳しく述べられませんが、そういう形にさせていただきたいということにしたいと思えます。

まず、法人企業統計についてはそれでよろしいでしょうか。どうぞ。

○野呂委員 私の記憶が正しければ、金融審議会のディスクロージャーの検討は、四半期開示を早めるという検討よりも、どちらかという、簡素化するとか、自由度を高めるといった検討だったと思うのです。例えば、レビューをやめてもいいとか、開示項目について各企業で定義を一定程度自由に解釈してよいという形にすることによって負担を減らそうということだったと思うので、今の四半期報の開示項目が今の定義のまま続くものとして、統計の早期化を進めますと、金融審議会の検討と合わなくなります。ここに「その動向との整合性にも留意」と書かれているのは、四半期開示の項目と統計調査の項目の両方を見ながら整合性をとってやらないと、それぞれの項目が乖離しますよということなのであって、必ずしも四半期報そのものの早期化と整合性をとるという意味ではないのではないかなと私は思うのですけれども。

○宮川部会長 今申し上げたのは、項目の問題は上の方に書いてありますので、報告者負担の問題とか、実現可能性とか、そういう検証のところは別に文章を変えるわけではなくて、最後のところの開示の時期がもし検討の対象になるのであれば、それに合わせるとい

うようなことを今申し上げただけなのですけれども。

○野呂委員 そもそも、早めるという議論が、金融審で行われていたかどうか少し記憶にないのですけれども、どちらかというところ、四半期報そのものの、例えば、監査法人のレビューなどが非常に大きな負担なので、簡素化したいというベクトルの議論だったのではないかと思うので、ここに審議会でも早期化の議論が行われているということを書くこと自体が、少し記憶に自信ありませんけれども、ニュアンスが違うのではないかなと思います。

○宮川部会長 分かりました。では、この部分については、もう少しこちらの方でも事務局と相談して、調べた上で、もし議論が行われているならば、ということにさせていただきたいと思います。もし議論が行われていないのであれば、そういうふうには書かないようにいたします。

○野呂委員 ただ、時期の問題もあるのですけれども、もし四半期開示の項目の中身とか、手法が大きく変わるのであれば、法人企業統計の報告の項目などもそれに合わせていただかないと、多分、すごくタイトな、1か月とか3週間という中で、四半期開示と統計調査に別々に対応するとなると企業は全く対応できなくなると思いますので、時期の問題だけではなくて、そもそもの四半期開示のあり方との整合性というのは非常に重要ではないかと私は思います。

○宮川部会長 おっしゃるとおりですし、それは例えば、真ん中のところに、結局、四半期開示というのは大企業を対象にしているだけですので、法人企業統計調査のカバレッジとは全く違うわけですね。ですから、そこは四半期開示が早期化されたからといって、今の法人企業統計調査のカバレッジとは異なってくるので、その部分は確かにとおっしゃるとおりだと思います。だから、改めて検討が必要ということは必要でしょうが、ただ、もしもの場合、もし時期が早められて、項目が違い、また、カバレッジが違おうとしても、何らかの対応をとることは必要かなとは考えていますので、少しそういうことも盛り込めればよいと思いますけれども、もし議論をされていなければ、今、野呂委員がおっしゃったような形で原案どおりというふうにさせていただきたいと思っております。この辺は事務局と確認いたします。

○野呂委員 これは私の個人的な意見ですけれども、金融審の議論の中で、仮に早期化の検討があったとしても、開示の自由度には触れず、早期化の部分だけをピックアップすることについては、あまり賛成できないといいますか、少しニュアンスが違うかなというふうに思いますので、そこを含んで御検討いただければと思います。

○宮川部会長 分かりました。また御意見についてはそういうことで承ります。これは事務局の方でチェックしていただいて、あまり過大な表現にならないような形にしたいと思います。法人企業についてはそういう形で、少し変えたいと思っております。

もう一つ、9ページなのですけれども、先ほど少しお話がありました、既存統計で捕捉が困難な価格の把握で、医療・介護及び教育の質を反映した価格の把握方法、それから小売サービスの価格の把握方法ということで、今、いろいろな各省庁、日本銀行等で研究を進められておると思います。それがここに盛り込まれているわけなのですけれども、先日の統

計改革推進会議のコア幹事会で、統計委員会の西村委員長の方から、もっとこうした医療・介護、教育等を担当している省庁の積極的な参加が望ましいということ述べられておりました。そういうこともありましたので、これを本委員会に出す場合でも、医療・介護であれば厚生労働省、教育であれば文部科学省、建設であれば国土交通省といった部分についても、積極的に取り組んでいただけるような文面に変えていきたいというふうに思っております。これは担当府省のお名前を書かせていただくという意味で、少し文面を変えたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。では、具体的な文面については、事務局と調査させていただきたいと思っております。

そのほかに関根委員から、建設の統計の方ですね。建設の部門についても、進捗状況調査の方はなかなか難しいのかもしれませんが、先ほどの4ページの5番目のところの補正調査をどう2つの「P」に取り入れるかという問題については御意見があったので、うまく接合できるような形で表現ができるかどうかというのを少し考えさせていただきたいということではいかがでしょうか。

○関根委員 結構です。

○宮川部会長 ほかには特になかったように思いますので、すみません、私の方、時間が参りましたので、別の提案をさせていただきたいのですが。5月8日に、先ほど申し上げました統計改革推進会議のコア幹事会が開催されまして、私も委員として参加しております。それで、そこでいろいろなことを議論しておりますが、資料5というところのSUT体系移行推進体制というものが提示されまして、今回の報告書の「P」の多くの部分がこれに係っているのですが、ほぼここにありますように、概略とか概要が合意をされております。そうしますと、総務省、内閣府、経済産業省ほか関係府省庁等、これも実際にSUTですので、先ほど申し上げました厚生労働省、国土交通省、文部科学省にも積極的に参加をしていただくSUT体系移行推進プロジェクトチームが発足して、これが主体になって関係統計の担当府省庁や各種研究会・ワーキンググループとも連携・協力を図りながら実際の作業を進めていくという体制をほぼ実質的に承認を受けたという形になります。統計委員会としては、統計改革推進会議と並行してGDPやそれに関連する体制を整備していくということですので、これについても具体的な整備方針等を指示して、進捗状況をチェックしていく形になります。したがって、SUT体系移行推進チームからも適時報告を受ける形になります。

統計委員会とSUT体系移行推進チームとあるのですが、その中間に挟まっているのが国民経済計算体系的整備部会、この部会ということになります。そういうことから、ある意味、SUT体系移行推進チームをどう整備していくかというのも、国民経済計算体系的整備部会の一つの重要な事項になることです。

ここで提案なのですけれども、2月の統計委員会で決定しました「「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針」に記載されていることなののですが、効率的な審議を行うために必要に応じて本部会の下にタスクフォースを設け、個別の課題に関して集中的に審議を行うことが認められております。SUTに係る課題、この体系移行推進チーム、

これは非常に重要な課題であり、もちろん今日御議論いただきました中間報告の中でも大きな部分を占めております。次期基本計画における取扱いや基本的な考え方の検討も含めて、適時スピード感を持って対応していくことを考えますと、国民経済計算体系的整備部会のもとにSUTタスクフォースを早急に設置して、移行チームとの連携というものが必要だと考えております。

もちろんまだこのフレームワークは正式には来週の統計改革推進会議において了承されるということですが、ほぼ最終案も固まってまいり、この案文も今週の月曜に出ているということもありますので、同時並行的ということを考えますと、5月30日の統計委員会の終了後に国民経済計算体系的整備部会を開催して、SUTタスクフォースの設置を審議させていただきたいというふうに思っております。

もしそのような方向性について皆様に御了解をいただけるようでしたら、これから事務局と相談しまして、タスクフォースの中身、それから構成員の当面の検討スケジュールなど、細かな制度設計に係る部分について検討を進めまして、30日の部会で皆様にお示ししたいと考えております。今申し上げましたようなタスクフォースの設置と、それを次回、統計委員会後の国民経済計算体系的整備部会で正式な形でお認めいただくという方向性について、御意見等ありますでしょうか。

それでは、お認めいただいたということにいたします。どうもありがとうございます。

時間が参りましたので、私は、これで失礼をさせていただきますので、誠に申しわけございませんけれども、あとは中村委員にお任せさせていただきたいと思っております。大変申しわけありませんが、引き継がせていただきます。失礼いたします。

○中村部会長代理 それでは、進行を引き継がせていただきます。

最後にもう一つ、統計改革推進会議の動きに関連いたしまして、委員の皆様と情報共有したいことがあります。

昨年12月に経済財政諮問会議が取りまとめた統計改革の基本方針におきましては、同基本方針の別紙のⅠ及びⅡに掲げられたGDP統計を軸とした経済統計の改善策等を踏まえ、GDP統計の改善工程表を、今春を目途に取りまとめることとされています。

この工程表につきましては、統計改革推進会議の方で審議されておりますが、現時点の案について、本部会でも情報共有しておきたいと思っております。なお、内容は、統計改革の基本方針のほか、4月の統計委員会でも説明のあった統計改革推進会議の中間報告、本部会の審議状況を踏まえたものとなっており、次期基本計画まで見据えた本部会の審議とも整合性はとれているかと思っております。

それでは、内閣府から説明をお願いいたします。

○長谷川内閣府国民経済計算部長 席上配布資料といたしまして、A3のいろいろと色が付いている大きなものと、それから、工程表を外向きと申しますか、解説したバージョンの文書をお手元に配布させていただいております。

工程表に基づきまして概略を説明申し上げたいと思っております。本部会におきまして、各種課題について精査、具体化の審議が行われてきたところですが、それに即した形で、今度は時間軸を明確にさせていただいております。

特に凡例のところでは御覧いただきますと、まずはこの資料のところでは、基礎統計の作成省庁の取組と、それらを踏まえました内閣府側の加工・推計を行う取組、それから、えんじ色と申しますか、オレンジ色と申しますか、関係府省庁との共同の取組といったところで、3つの分類、時間軸で整理させていただいております。基本的には、基本計画期間の6年間の軸とした、時間軸を中心とした整理ということになっております。

前回は説明させていただきましたけれども、項目が非常に多岐にわたっておりますので、大きく4つに分けて整理しているところです。

まず1つ目ですが、より正確な景気判断に資する四半期別GDP速報の精度改善関係というところです。支出側四半期別GDP速報の精度改善ということで、需要側の統計、買い手の統計、それから供給側、売り手側の統計を新たに消費、それから投資の推計するに当たっての加工・推計方法を2017年末までに開発いたしまして、それを反映した形で四半期別GDP速報の改善を図っていくということです。当然ながらそれで終わりではありませんで、引き続き基礎統計側の改善とか、あるいは我々の方の推計手法についても不断に見直しを図ってまいりたいと思っています。

それから、(2)、(3)ですが、これも四半期別GDP速報の家計消費の関係です。これまで御議論いただいたように、家計統計、あるいは家計消費状況調査について、方向性についてこのような形で工程がなされているということで、特に2018年以降、ICTの積極的な活用ということもありますので、そういうところもしっかりと反映して、推計を改善してまいりたいと思っています。

それから、(4)ですが、法人企業統計についても2019年度以降、調査オンラインシステムと、それから会計ソフトの連携強化等があります。また、督促・欠測値の補完方法の改善、これは2018年度末までに結論を得るということですので、そうしたことを踏まえて、需要側の推計値を向上させてまいりたいと思っています。

また、先ほど少し御議論ありましたけれども、法人企業統計の一部早期化ということで、19年度以降の試験調査、また、そうしたものの検証ということ踏まえて対応していくことにさせていただこうかと思っています。

研究開発投資についても同様でして、19年度以降の試験調査、それから検証を実現することによりまして、四半期の動向のよりの確な捕捉が可能になると思っています。

それから(5)、(6)、(7)のところでは、その他の需要項目になりますけれども、建設総合統計の工事出来高と決算書の整合性や、これを用いた四半期別GDP速報と年次推計の乖離に係ります確認・検証を踏まえた改善策の実現を目指したいと思っています。

公的固定資本形成、公共事業関係ですが、四半期別GDP速報から年次推計への改定幅の縮小といったところも、17年度中に確認・検証の上、早期に必要な改善策を検討ということで、工程表を記しております。

国際収支統計におきましても、貿易統計との乖離に関する情報提供の拡充について結論を得た上で、そうした動向に関する透明性が向上されるということが期待されているところです。

それから、訪日の外国人の消費動向についても、標本規模の拡大、これは2018年以降と

ということですので、これもBOPへの反映を経て、私どものサービス輸出の推計精度の向上といったところが期待されているところです。

それから、(9)毎月勤労統計につきましても、ローテーション・サンプリングの導入が、2018年以降の順次行われるわけですが、これを踏まえまして、雇用者報酬の推計精度が向上するということが期待されるわけです。

それからあと、ブルーの四半期別GDP速報内容の充実ということですが、(10)のところに書いてありますように、新たな事項の作成ということで、先般御議論いただきましたけれども、家計可処分所得、それから貯蓄について推計手法を開発いたしまして、参考系列として公表をさせていただければと思います。これによりまして、多面的な景気判断に寄与するのではないかと考えております。

それから、大きく分けました2つ目ですが、現在、現行のGDP統計には十分反映されていない分野の新たな取り込みということですが、先ほどからお話が出ていますが、総固定資本形成、あるいは固定資産の範囲拡充の中で整理いたしますと、リフォーム・リニューアルの統計の改善ということで、遡及系列を含むデータの蓄積を踏まえまして、GDP統計への反映に関しまして、手法、それから課題について2018年度中に検討を行い、次期の基準改定においては、リフォーム投資の動向がしっかりと包括的に反映されることが期待されているということです。

それからあと、娯楽作品の原本の取り込みということで、先ほど北村委員からお話がありましたけれども、知的財産生産物の一環として、GDP統計で既に資本化されておりますR&Dに加えまして、こうした娯楽作品の原本の資本化に係る推計手法について研究を進めてまいりたいと思っております。できるところで次の基準改定について民間企業設備に反映してまいりたいというふうに思っています。

それから、サービスの分野のデフレーター関係です。こちらについても、先ほどお話がありましたけれども、企業向けサービス指数の次期基準改定――2019年の半ばだと思えますが――において卸売のサービス等の調査開始がされるということです。また、CPIについても次期基準改定、2021年度に向けて、インターネットの販売価格の更なる捕捉、それから冠婚葬祭等の捕捉が検討されるということです。これらの取込によりまして、デフレターの推計精度が、一層精度向上が期待されているところです。

それから、先ほども御議論出ました、質の変化の計測が困難な医療・介護、教育、建設の分野につきましても、関係府省の研究の進捗、それからSNA体系におけます位置付け、これについて検討いたしまして、可能なものについては次期基準改定に反映し、デフレターの推計精度を向上してまいりたいと思っております。

それからあと、真ん中下の3のところですが、先ほどお話がありました。今、統計改革推進会議の方で概略、大きな方向性について御議論いただいている分野です。ですので、小さな括弧ですけれども、その議論を踏まえて変更の可能性ありということで御理解いただければと思います。基本は御案内のとおり、産業連関表のSUT体系への移行ということです。非常に長期に係る点で、これから関係省庁と一緒に取り組んでまいりたいということです。

それに関連しまして、産業分類の見直しですとか、生産物分類の見直し、また、経済センサス-活動調査の改善、それから投入調査の改善、それから内閣府では、年次のSUTも推計しておりますので、それに対する研究を更に進めてまいりたいと思っております。

それからあと、年次推計におけますサービス分野等の推計改善について、サービス産業動向調査、それから特定サービス産業実態調査等の対応ということで、営業費用や内訳の捕捉ですとか、結果公表の早期化・安定化の観点を含む検討がなされる予定です。

それからあと、(8)といたしまして、商業統計の年次調査化の検討ということです。

最後ですが、4といたしまして、利用者視点に立った統計の作成・公表の強化ということで、これまでもコミュニケーションを各方面の方々と図ってまいりましたが、一層オープンな形で情報開示をさせていただきたいと思っております。

また、利用者ニーズの把握というところでも、民間エコノミストをはじめ、各方面の方々とコミュニケーションを一層図っていくということで、工程表に記載させていただいております。

長くなりましたが、以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

この工程表自体は、本部会の審議対象ではありませんが、ただ今の説明に何か御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、本日予定していた審議は以上であります。

それでは、次回の部会の開催日程について、事務局から連絡願います。

○山澤総務省統計委員会担当室室長 次の部会は、ただ今部会長から御指摘ありましたとおり、5月30日の統計委員会終了後に開催する予定ですが、午前中開催の想定です。詳細については改めて御案内したいと思います。

○中村部会長代理 以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。長時間ありがとうございました。